

「景観まちづくり」のお手伝いをします。

(財)都市づくりパブリックデザインセンター (udc)



- ・ 「景観法」を活用したまちづくりを進めるには
 - ① 「景観計画」策定と
 - ② 景観計画に基づく各種施策の実施 が必要です。
- ・ udcでは、設立以来20年間の歴史を持ちますが、この間
 - ① 景観計画、これを実施するための「景観ガイドライン」、「景観色彩計画」
 - ② 道路（重要公共施設）の高品質化も含めた整備計画（樹木保存も含む）
 - ③ 景観地区などによる民有空間の整備方針、計画
 - ④ 屋外広告物の改善計画、まちなかサイン、ストリートファニチャー・モニュメントの計画を行ってきました。
- ・ これらの計画策定にあたっては、公益法人として、udcが事務局となり学識経験者、各界の専門家、市民が参加した委員会を設置するなど、総合的な検討のもと、質の高い計画を作成してきました。
- ・ また、当財団設立からの代表的業務である区画整理事業の計画もお任せください。
- ・ 景観計画やこれに基づく実施のための様々な事業計画の策定をご予定であれば、是非、当財団の景観まちづくりに関する豊富な経験と実績の活用をご検討ください。



小さな疑問にもお答えします。下記連絡先にお気軽にご相談ください。

TEL : 03-6912-0799

- ・ udc ホームページURL : <http://www.udc.or.jp/>
- ・ 景観行政ネットURL : <http://www.keikan-net.org/>